

## 入札・契約情報

工事名	岐阜県健康科学センター上水給水ポンプユニット修繕工事
工事場所	岐阜県健康科学センター研究所棟（保健環境研究所）地下1階
契約相手	昭和建物管理株式会社 岐阜支社
契約相手方住所	岐阜市宇佐南4-8-16-201
工期（自）	令和3年8月2日
工期（至）	令和3年8月31日
契約金額（税込）	¥2,371,050円
概要	故障したポンプユニットの取替修繕
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当することから、一者見積りによる随意契約とした。

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 又は第 7 号により随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
競争入札に付すことが不利と認められるとき、 又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締 結することができる見込みのあるとき。	<p>1 契約の概要</p> <p>令和 3 年 6 月上旬に健康科学センターの上 水給水ポンプユニットの故障が確認された。 上水は飲用水用のみならず、岐阜保健所での 犬・猫の一時的飼育や、新型コロナウイルス の検査をはじめとする保健環境研究所での 各種検査業務に使用されており、供給できな くなった場合、業務遂行が不可能になる。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>当該不良の内容、箇所及び機器の構造は、 受託者である昭和建物管理株式会社岐阜支 社が知悉しており、他社に依頼した場合、点 検作業から再び行う必要があるため、見積り を行うだけでも経費が発生する。また本修繕 は緊急に行う必要があるため、対応可能な業 者も同社をおいてほかにない。</p> <p>以上により、当該案件は競争入札に付すこ とが不利と認められるため、昭和建物管理株 式会社岐阜支社と随意契約を行う。</p>